



三重県公報

令和4年7月5日 (火)
 第 325 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
47	健康増進法施行細則の一部を改正する規則	(健康推進課)	2
告 示			
407	三重県身体障害者総合福祉センターの利用料金の承認	(障がい福祉課)	5
408	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録	(農産物安全・流通課)	5
409	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨	(治山林道課)	6
410	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	6
公 安 委 告 示			
18	特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示	(公安委員会)	8
公 告			
	令和4年度行政書士試験の実施	(法務・文書課)	8
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	10
	同件	(同)	10
	同件	(同)	10
	同件	(同)	11
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	11

規 則

健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年七月五日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十七号

健康増進法施行細則の一部を改正する規則

健康増進法施行細則（平成十六年三重県規則第四号）の一部を次のように改正する。
第四号様式（その二）を次のように改める。

第4号様式(その2)(第6条関係)		(表面)						
給食施設運営状況報告書(病院、介護老人保健施設、介護医療院、老人福祉施設、社会福祉施設)								
		年 月 日						
保健所長 宛て								
		施設の名称						
		施設の所在地						
		施設の設置者(職名・氏名)						
		施設の管理者(職名・氏名)						
		電話番号						
		ファクシミリ番号						
施設種別	1 病院・診療所 (入院時食事療養 I II) 2 介護老人保健施設 3 介護医療院 4 老人福祉施設 5 社会福祉施設							
食事サービスの基本方針・目標	方針・目標 1 利用者の生活の質の向上 2 治療効果 3 生活習慣病予防 4 低栄養の予防 5 楽しい食事 6 その他()							
	食事サービスの基本方針・目標に基づいた食事サービス(給食)の実施状況 1 実施できている 2 まだ十分ではない 3 実施できていない 4 方針・目標が明確でない							
食事サービスの検討会議(給食委員会等)	会 議	1 有(頻度: 回/年) 2 無						
	構成員	1 管理者 2 医師 3 管理栄養士・栄養士 4 調理師(員) 5 介護・看護担当者 6 給食利用者 7 その他() 計()人						
	内 容	1 食事サービスに関する運営方針の検討 2 献立の検討 3 管理者・他部門等との情報交換・連携の場 4 給食・栄養管理の課題の検討 5 その他()						
給食の対象・食数等(食数等以外の項目は、職員分を除く。)	食数等(1日あたり平均食数)	定員(人)	朝食(食)	昼食(食)	夕食(食)	補食(食)	合計(食)	
		入院(利用者)						
		短期入所						
		通院(日中利用者)						
		配食サービス						
		合計						
	職員							
	食 種	一般食(刻み食・ペースト食を含む。)()食/日、特別食・療養食()食/日						
	特別食・療養食	食種名を記入 []						
	加算等	医療機関 1 栄養サポートチーム加算 2 食堂加算 3 特別食加算 4 特別メニュー 5 その他() 介護保険施設 1 栄養マネジメント強化加算 2 療養食加算 3 経口移行加算 4 経口維持加算 I II 5 再入所時栄養連携加算 障害者支援施設等 1 栄養士配置加算 I II 2 栄養マネジメント加算 3 療養食加算 4 経口移行加算 5 経口維持加算 I II						
栄養補給法	1 経口栄養法()人 2 経腸栄養法()人 3 経口経腸栄養法()人							
適温給食	1 保温食器 2 保温保冷配膳車 3 食堂							
栄養計画	利用者の把握・調査	施設が個々人の身体状況・栄養状態等の把握をしている 1 有(回/年) 2 無						
		1 性別 2 年齢 3 身体活動レベル 4 身長 5 体重 6 BMI 7 疾病 8 血液検査結果 9 生活習慣(運動・飲酒・喫煙習慣等、給食以外の食事・補食状況等) 10 その他()						

(規格A4)

栄養計画	(裏面)											
	給与栄養目標量と実施給与栄養量は、最も提供数の多い給食に関して記入 食種名 ()											
	給与栄養目標量と実施給与栄養量	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂質 (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ビタミン				食塩相当量 (g)	食物繊維量 (g)
							A (μg) (RE 当量)	B ₁ (mg)	B ₂ (mg)	C (mg)		
	給与栄養目標量											
	実施給与栄養量											
	たんぱく質エネルギー比()%					脂肪エネルギー比()%						
	栄養補助食品の使用状況	栄養補助食品等名称		使用回数	使用量	栄養素名		1日平均給与量(日)				
				回/週	g/回			/日				
				回/週	g/回			/日				
評価	定期的に、施設が利用者の身体状況・栄養状態等の評価をしている 1 有 2 無											
	評価項目			評価有無		評価頻度		評価対象				
	1 身体状況の評価			1有 2無		回/年		1 全員 2 一部				
	2 栄養摂取状況の評価			1有 2無		回/年		1 全員 2 一部				
	3 食事に対する満足度評価			1有 2無		回/年		1 全員 2 一部				
	4 主観的健康感の評価			1有 2無		回/年		1 全員 2 一部				
	5 生活機能・身体機能の評価			1有 2無		回/年		1 全員 2 一部				
6 給食の品質(検食)評価 1有 2無 回/年												
評価後、食事サービスへの反映状況												
1 給食の運営方針・目標 1 反映している 2 反映していない												
2 給与栄養目標量の設定・予定献立 1 反映している 2 反映していない												
3 調理形態、盛り付け 1 反映している 2 反映していない												
4 食事環境、食事介助 1 反映している 2 反映していない												
5 経口栄養への移行 1 反映している 2 反映していない												
帳票類	予定・実施献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設内にある 1 有 2 無											
情報発信	1 献立表の提供 2 栄養成分表示 3 卓上メモ 4 ポスター掲示 5 リーフレット配布 6 喫食時の訪問 7 その他()											
栄養指導	個別	外来・日中利用者	人/月		集団	延べ	回/月					
		入院・利用者	人/月				人/月					
		退院・退所時	人/月				人/月					
		在宅訪問	人/月				人/月					
衛生管理	衛生管理マニュアルの活用 1 有 2 無 衛生点検表の活用 1 有 2 無											
非常時の対応	1 事故(食中毒等)時対策マニュアル 1 有 2 無 2 事故時食料確保のための他の食事提供施設との協議 1 有 2 無 3 非常災害時対策マニュアル 1 有 2 無 4 非常食料等の備蓄 1 有 水()日分、食料()食分 2 無 5 非常食料等を使用した予定献立の作成 1 有 2 無 6 非常時の食事提供訓練の実施 1 有(回/年) 2 無											
委託有無	委託の有無 1 有 2 無				従事者(人)	施設側		受託側				
	委託先名称:					常勤	非常勤	常勤	非常勤			
	所在地:					管理栄養士						
	現場の責任者:職種 氏名					栄養士						
	内容: 1 献立作成 2 発注 3 調理 4 配膳等 5 洗浄 6 栄養管理 7 栄養指導 8 その他()					調理師						
給食責任者	所属				報告書作成者	所属						
	氏名・職種					氏名・職種						
	連絡先 TEL					連絡先 TEL						

(規格A4)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の健康増進法施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている届出書等は、この規則による改正後の健康増進法施行細則に基づいて提出された届出書等とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所定の調整をして使用することができる。

告 示

三重県告示第 407 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県身体障害者総合福祉センターの利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県身体障害者総合福祉センターの利用料金の承認（令和元年三重県告示第 20 号）は、令和 4 年 6 月 30 日限り廃止します。

令和 4 年 7 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定管理者
社会福祉法人三重県厚生事業団
理事長 井戸畑 真之

2 利用料金の額

(1) 宿泊室

区 分	利用料金（円）
診療、処置等を受ける者及びその付添人	一泊につき 600

(2) 運動場

区 分	利用単位	利用料金（円）							
		午前 7 時から午前 8 時まで	午前 8 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 6 時まで	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 6 時まで	午前 8 時 30 分から午後 6 時まで	
野球場	1 面	550	1,650	2,200	550	3,850	2,750	4,400	
テニスコート	クレー	1 面	220	880	1,100	220	1,980	1,320	2,200
	ハード	1 面	330	1,100	1,320	330	2,420	1,650	2,750

(3) 体育館

区 分	利用料金（円）					
	午前 8 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時まで	午前 8 時 30 分から午後 9 時まで
施設	1,320	1,760	2,420	3,080	4,180	5,500
冷暖房設備	2,500（1 時間当たり）					

- 3 利用料金の承認年月日
令和 4 年 7 月 1 日
- 4 利用料金の適用年月日
令和 4 年 7 月 1 日

三重県告示第 408 号

農産物検査法（昭和26年法律第144号。）第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録をしましたので、同条第6項の規定により公示します。

令和4年7月5日

三重県知事 一見勝之

1 登録年月日及び登録番号

令和4年6月27日 第78号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社 玉善	代表取締役 玉野 雅彦	三重県松阪市嬉野黒野町 1878 番地の 1

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
玉野 雅彦	玄米	K242022605

三重県告示第 409 号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和4年7月5日

三重県知事 一見勝之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 410 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年7月5日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 クスリのアオキ松阪三雲店
 松阪市小舟江町権現 244 番 2 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町 2512 番地	青木 宏憲

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町 2512 番地	青木 宏憲

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
 令和 5 年 5 月 1 日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,265 m²

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	42 台	縦覧による
合 計	42 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	36 台	縦覧による
合 計	36 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	40 m ²	縦覧による
合 計	40 m ²	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設	8.4 m ³	縦覧による
合 計	8.4 m ³	

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社クスリのアオキ	午前 9 時	午前 0 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	午前 8 時 30 分から午前 0 時 30 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	出入口の数	位 置
駐車場	2 箇所	縦覧による
合計	2 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

- 7 届出の日
令和 4 年 6 月 15 日
- 8 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 9 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 4 年 7 月 5 日から同年 11 月 7 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公安委告示

三重県公安委員会告示第 18 号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 15 条の 2 第 2 項の規定による同条第 1 項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第 8 項において準用する同法第 7 条第 4 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 4 年 7 月 5 日

三重県公安委員会委員長 種 橋 潤 治

- 1(1) 特定抗争指定暴力団等
令和 2 年 1 月 7 日三重県公安委員会告示第 141 号 1 に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
- (2) 変更事項
変更前 指定の期限 令和 4 年 7 月 6 日まで
変更後 指定の期限 令和 4 年 10 月 6 日まで
- 2(1) 特定抗争指定暴力団等
令和 2 年 1 月 7 日三重県公安委員会告示第 141 号 2 に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
- (2) 変更事項
変更前 指定の期限 令和 4 年 7 月 6 日まで
変更後 指定の期限 令和 4 年 10 月 6 日まで

公 告

令和 4 年度行政書士試験を次のとおり実施する旨、一般財団法人行政書士試験研究センター理事長多賀谷一照から通知がありました。

令和 4 年 7 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 試験日時
令和 4 年 11 月 13 日（日）午後 1 時から午後 4 時まで
- 2 県内の試験場所
鈴鹿市南玉垣町 3500-3 鈴鹿医療科学大学 白子キャンパス
- 3 試験の科目及び方法
- (1) 試験の科目
- ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46 題）
憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とします。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和 4 年 4 月 1 日現在施行されている法令に関して出題します。

- イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14 題）
政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和4年7月25日（月）から同年8月26日（金）まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、簡易書留郵便で郵送してください。令和4年8月26日（金）の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類

受験願書一式

エ 受験手数料

10,400 円

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(ア) 郵送配布

郵送を希望する方は、140 円分の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（角形 2 号：A4 サイズの受験願書が折らずに入る大きさ）を同封した上、次の宛先まで請求してください（令和4年8月19日（金）必着とします。）。

a 配布期間

令和4年7月25日（月）から同年8月19日（金）まで

b 宛先

〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留め
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

(イ) 窓口配布

a 配布期間

令和4年7月25日（月）から同年8月26日（金）まで

b 配布場所

三重県総務部法務・文書課、三重県庁玄関受付案内、各地域防災総合事務所及び各地域活性化局、志摩建設事務所総務・管理・建築室並びに三重県行政書士会

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

イ 受験手数料の払込み

受験手数料（10,400 円）の払込みは、(ア) (イ) いずれかの方法によります。なお、一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

(ア) クレジットカード（申込者本人名義のものに限ります。）による決済

利用できるクレジットカードは、VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDinersです。

(イ) コンビニエンスストアでの払込み

利用できるコンビニエンスストアは、セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びニューヤマザキデイリーストアです。

ウ 受付期間

令和4年7月25日（月）午前9時から同年8月23日（火）午後5時まで

この出願システムは、令和4年8月23日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますので御注意ください。受付最終日は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 連絡先(問い合わせ先)

一般財団法人行政書士試験研究センター
電話 03-3263-7700

5 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある方等で、受験に際して特例措置(車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込み等受験に際して必要な措置)を希望される方は、受験申込みに先立って一般財団法人行政書士試験研究センターへ必ず御相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

令和5年1月25日(水)午前9時

(2) 方法

一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に可否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<https://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を掲載します。

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和4年7月5日

三重県知事 一見勝之

- 1 調査を行った者の名称
鳥羽市
- 2 調査を行った期間
平成30年12月から令和3年3月まで
- 3 成果の名称
鳥羽市(相差13・14)の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
鳥羽市相差町地内
- 5 認証年月日
令和4年6月21日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和4年7月5日

三重県知事 一見勝之

- 1 調査を行った者の名称
鳥羽市
- 2 調査を行った期間
令和元年7月から令和3年3月まで
- 3 成果の名称
鳥羽市(畔蛸2)の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
鳥羽市畔蛸町地内
- 5 認証年月日
令和4年6月21日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和4年7月5日

三重県知事 一見勝之

- 1 調査を行った者の名称
熊野市
- 2 調査を行った期間
平成23年8月から令和2年9月まで
- 3 成果の名称
熊野市（甫母②）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
熊野市甫母町地内
- 5 認証年月日
令和4年6月21日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和4年7月5日

三重県知事 一見勝之

- 1 調査を行った者の名称
伊賀市
- 2 調査を行った期間
平成25年8月から令和3年2月まで
- 3 成果の名称
伊賀市（中村I-①）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
伊賀市大字中村地内
- 5 認証年月日
令和4年6月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和4年7月5日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和4年 6月27日	いなべ市員弁町下笠田字旭 1483-3	四日市市平津町 1036-1 ハーモニーあじさい 102 米山 紘智
令和4年 6月27日	名張市夏見字上之出 2629 ほか8筆	名張市夏見 2639 株式会社謙康会 代表取締役 今井 康介

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>